

(様式第2号)

SDGs 達成に向けた宣言書 (要件1)

2022年9月16日

所在地 山梨県大月市大月町真木 4660  
企業名 社会福祉法人 平成福社会  
代表者 理事長 相馬秀守

当社は、SDGs の内容を理解し、SDGs 達成に向けた方針及び取組を下記のとおり宣言します。

記

SDGs 達成に向けた経営方針等

平成福社会の事業とSDGsの目標は親和性が高く、事業開始の40周年でもある2030年に向けて弊社のミッションである「誰もが安心して心豊かに暮らせる社会の実現」を念頭に平成福社会はSDGsに取組み、社会課題の解決にチャレンジしていきます。

3側面 (主な分野に☞)	SDGs 達成に向けた重点的な取組	2030年に向けた指標	重点的な取組及び 指標の進捗状況	
			登録年月日:	
✓環境 □社会 □経済	太陽光発電の導入	太陽光による発電容量 現状: 36kw 2030年: 140kw		(進捗率)
□環境 ✓社会 □経済	地域共生社会の実現に向けての活動	コミュニティー食堂 (子供食堂)開催 現状: 年4回 2030年: 年10回		(進捗率)
□環境 □社会 ✓経済	男女共同参画社会に向けて多様な働き方を推進	女性の管理職の割合 現状: 35% 2030年: 40%		(進捗率)

2030年の目指す姿

多様な人材の多様な働き方により、継続的な地域貢献が実施されている。また、社員一人ひとりがSDGsを念頭にした事業活動に取り組んでおり、持続化可能な経営が確立できている。

【記載留意点】

- 上記については「SDGs 達成に向けた経営方針等」を記載いただくとともに、(様式第3号)「SDGs 達成に向けた取組チェックリスト」(要件2)に記載いただいた取組を踏まえ、「SDGs 達成に向けた重点的な取組」を記載してください。
- 指標は、原則として数値目標を記載してください。
- 「環境」、「社会」、「経済」の **3側面の全てについて**重点的な取組を記載してください。該当する分野

- にチェックを入れ、取組が複数の分野にまたがる場合は、複数にチェックを入れてください。
- ・重点的な取組及び指標の進捗状況については、新規登録時は記入不要です。